

●香川県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年1月7日

香川県監査委員 林 勲
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 公園施設の電気料金負担金額の積算について一部誤りがあったので、適正な積算方法に改めるとともに、追加徴収する必要がある。 (栗林公園観光事務所)</p> <p>(イ) 昨年度口頭指導をしたにもかかわらず、証紙を貼り付けた書類の保存について、特に必要であり、規定された取扱いと別の取扱いをする場合に、別途承認を受けていなかった。(観光交流局)</p> <p>イ 支出事務について</p> <p>(ア) 取引調査の結果、支払をしていないものがあつた。(高等技術学校)</p> <p>(イ) 自家用車を使用して出張した際の旅費が支給されていなかった。 (産業政策課)</p> <p>(ウ) (公財) かがわ産業支援財団に補助している香川県中小企業経営資源強化対策費補助金について、過払額の返納通知を行っているが、補助金交付要綱に定められている返還期限が守られていなかった。 (産業政策課)</p>	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 過去の徴収実績を確認後、追加徴収した。</p> <p>(イ) 直ちに会計規則第277条に基づく特別の取扱いの承認を受けた。</p> <p>イ 支出事務について</p> <p>(ア) 直ちに業者に請求書を提出してもらい、支払手続を行った。 今後、支払漏れがないよう徹底する。</p> <p>(イ) 直ちに旅費を支給するとともに、今後はこのようなことが起こらないよう適正な事務処理に努める。</p> <p>(ウ) 今後は、補助金交付要綱の返還期限に基づいた返納通知書の納期限とするよう指導した。</p>

(エ) (公財) かがわ産業支援財団に補助している先端技術成果実用化支援事業補助金について、区分ごとに配分された額が変更されていたにもかかわらず、補助金交付要綱に基づく計画変更の承認手続きがとられていなかった。(産業政策課)

(オ) 県外旅費について、旅費の請求が出張帰着日から1か月程度遅れているものや、請求日から1か月を超えて承認されているものが多々あった。(大阪事務所)

(カ) タクシー使用料金の支出に当たり、タクシー借上使用簿の審査欄に乗車券保管責任者が押印しており、内部けん制上、適切でない。また、タクシー借上使用簿の記載に不備なものがあつた。

移動に当たっては、優先して公共交通機関を利用し、経費節減に努める必要がある。(大阪事務所)

(キ) 物品調達において、物品要求者と物品調達者が分離されていないものや、物品購入伺に金額が記入されていないものが見受けられ、内部けん制機能が働いていない。

(大阪事務所)

ウ 契約事務について

(ア) 庁舎清掃について、仕様書で定めた清掃回数が履行されていないものが数多く見受けられ、履行確認を十分に行う必要がある。(産業技術センター)

(イ) 消防設備保守点検業務委託の変更契約書が作成されていないものがあつた。(高等技術学校)

(ウ) 昨年度口頭指導をしたにもかかわらず、随意契約に係る委託契

(エ) (公財) かがわ産業支援財団に対し、今後は、補助金交付要綱に基づいた変更手続きをとるよう指導した。

(オ) 旅費の請求は、帰着日から7日以内に行うよう指導を徹底するとともに、今後は、直ちに承認を行うよう徹底する。さらに、1週間ごとに庶務担当者による請求漏れのチェックを行うこととした。

(カ) タクシー借上使用簿の審査者を次長に変更するとともに、記載漏れがないよう職員に周知徹底した。

また、移動は、公共交通機関を利用することを原則とし、真にやむを得ない場合に限りタクシーを使用するよう職員間で意思統一を図った。

(キ) 物品購入伺は、必ず物品要求者が作成するとともに、金額や内容についても、詳細に記入するよう徹底し、物品要求者と物品調達者を分離することにより、チェック体制を整えた。

ウ 契約事務について

(ア) 仕様書で定めた清掃回数が履行されているかの確認を毎日行うよう職員に周知徹底した。

(イ) 直ちに変更契約を締結した。

(ウ) 契約内容を追加公表するとともに、改めて、職員に周知徹底し

	<p>約について、契約内容を公表していないものがあった。(観光交流局)</p> <p>(工) 前金払をした電話機再リース料について、履行確認日を使用開始時期としていた。(大阪事務所)</p> <p>エ 手当の支給について 超過勤務命令時間を確認せず命令していたものが多々あった。(産業政策課)</p> <p>オ 物品等の管理について (ア) 帳簿に記載されていない金券類が見つかった。(労働政策課)</p> <p>(イ) 消耗品出納簿について、誤って記載した部分を削って訂正していた。(産業政策課)</p> <p>カ 任意団体について 県に事務局を置く任意団体のうち、自主検査を実施していないものがあった。(観光交流局)</p>	<p>た。</p> <p>(工) 使用期間経過後に履行確認を行うよう改めた。</p> <p>エ 手当の支給について 今後は、超過勤務命令時間を確認の上、超過勤務命令を行うよう徹底する。</p> <p>オ 物品等の管理について (ア) 発見後直ちに帳簿に記載するとともに、今後使用する見込みがないため、総務事務集中課に保管換した。 また、公金等の適正な管理について、職員に対し、周知徹底を図った。</p> <p>(イ) 直ちに訂正を行った。また、今後、訂正する場合は、会計規則第252条に基づいた訂正方法で訂正するよう職員に周知徹底した。</p> <p>カ 任意団体について 県に事務局をおく任意団体である「香川県地域密着型スポーツ活用協議会」について、直ちに自主検査を実施した。今後は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施する。</p>
<p>検討指示事項</p>	<p>電子複写機複写サービス契約については、違約金を支払っても解約し、総務事務集中課が実施する集中調達の契約に参加する方が安価にならないか検討すること。(産業技術センター)</p>	<p>現契約を継続する場合の費用と、現契約を違約金を支払って中途解約し、総務事務集中課が実施する集中調達の契約に参加する場合の経費を比較すると、現契約を継続する場合の方が安価になる見込みであることから、現契約を継続し、次回、集中調達の契約に参加する。</p>